

北上市告示甲第53号

北上市老人保護措置費支弁要綱（平成28年北上市告示甲第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 8 月 28 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前							改正後			
(事務費)							(事務費)			
第 4 [略]							第 4 [略]			
2 被措置者 1 人当たりの一般事務費（月額）は、措置指針に基づき、次表の額とする。ただし、人件費は人件費基本分と処遇改善分の合算額とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費（月額）は基本分と支援員分の合算額とする。							2 <u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に係る</u> 被措置者 1 人当たりの一般事務費（月額）は、措置指針に基づき、次表の額とする。ただし、人件費は人件費基本分と処遇改善分の合算額とする。			
施設の 区分	費用 の区 分	入所定 員数（ 人）	一般入 所者数 （人）	人件費（円）		管理費 （円）	入所定員数 （人）	人件費（円）		管理費 （円）
				人件費 基本分	処遇 改善分			人件費 基本分	処遇改善分	
特定施設入居者生活介護の指定を	二	41～50	二	111,300	毎年 4 月 1 日	9,010	41～50	113,300	毎年 4 月 1 日現在の支援員	9,170
	二	51～60	二	93,400	現在の支援員	7,650	51～60	95,100	数（常勤換算）に 9,000 円	7,790
	二	61～70	二	91,800	数（常勤換算）に 9,000 円を乗じた額を	7,550	61～70	93,500	を乗じた額を定員数で除した額（1 円未満切捨て）	7,690

受けていない施設				定員数で除した額（1円未満切捨て）	
特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設	基本分	41～50		70,300	5,760
		51～60		59,200	4,920
		61～70		56,600	4,720
	支援員分		20以下	41,200	6,920
			21～30	27,400	4,610
			31～40	30,800	3,980
			41～50	35,400	3,670
			51～60	27,300	3,040
			61～70	29,200	2,930

3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号から第11号までに規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）とする。ただし、3月分の算定については第5号の規定により、上記の「特別事務費月額」に合算する。

(1) 寒冷地加算

3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号から第11号までに規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）に、特別事務費月額（第8号から第11号までの規定により算定した額を除く。）に1.16パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、3月分の算定については、第5号の入所者処遇特別加算の額を、同号の規定により特別事務費月額に合算する。

(1) 寒冷地加算

措置指針別紙 1 の寒冷地加算に基づき、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）の規定により、寒冷地手当を支給される新寒冷地の地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとに次表の額を乗じて得た額とする。

区分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
養護	17,160円	15,360円	15,120円	12,000円

(2) 障害者等加算

加算指針別記の1に基づき、要支援又は要介護非該当者を援護できる体制の整備をすることにより、入所者処遇の充実を図ることを目的とし、障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算対象者1人当たり次表の額を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

施設定員（人）	障害者等加算（円）
60以下	34,890
61～80	29,900

ア～エ [略]

(3) 夜勤体制加算

加算指針別記の2に基づき、夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を

措置指針別紙 1 の寒冷地加算に基づき、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）の規定により、寒冷地手当を支給される新寒冷地の地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとに次表の額を乗じて得た額とする。

区分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
養護	17,260円	15,450円	15,210円	12,070円

(2) 障害者等加算

加算指針別記の1に基づき、要支援又は要介護非該当者を援護できる体制の整備をすることにより、入所者処遇の充実を図ることを目的とし、障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算対象者1人当たり次表の額を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

施設定員（人）	障害者等加算（円）
60以下	35,100
61～80	30,080

ア～エ [略]

(3) 夜勤体制加算

加算指針別記の2に基づき、夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を

配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図ることを目的とし、夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について、1施設当たり年額5,153,000円を入所定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

ア・イ [略]

(4) ボイラー技士雇上費

措置指針別紙1のボイラー技士雇上費に基づき、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇用する施設について、年額2,418,000円とする。

(5) 入所者処遇特別加算

加算指針別記の3に基づき、養護老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に、次表の額を加算する。

年間総雇用時間数	入所者処遇特別加算単価（年額）
400時間以上	<u>435,000円</u>
800時間以上	<u>726,000円</u>
1,200時間以上	<u>1,016,000円</u>

配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図ることを目的とし、夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について、1施設当たり年額5,184,000円を入所定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

ア・イ [略]

(4) ボイラー技士雇上費

措置指針別紙1のボイラー技士雇上費に基づき、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇用する施設について、年額2,432,000円とする。

(5) 入所者処遇特別加算

加算指針別記の3に基づき、養護老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に、次表の額を加算する。

年間総雇用時間数	入所者処遇特別加算年額単価（円）
400時間以上	<u>437,000</u>
800時間以上	<u>730,000</u>
1,200時間以上	<u>1,022,000</u>

ア～エ [略]

(6) [略]

(7) 施設機能強化推進費

加算指針別記の4に基づき、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進することを目的とし、アの表に掲げる事業（以下「事業」という。）のうち認定された事業について加算する。

ア・イ [略]

ウ 加算の方法等

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 施設機能強化推進費は、毎月支弁する事務費等の加算分として支弁するものとし、加算単価を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）とする。

(エ)～(キ) [略]

(8)～(11) [略]

(生活費)

第5 生活費は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 一般生活費は、措置指針に基づき、次表の額とする。

区分	生活費 基準額	冬期加算 (11月から3月まで)

ア～エ [略]

(6) [略]

(7) 施設機能強化推進費

加算指針別記の4に基づき、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進することを目的とし、アの表に掲げる事業（以下「事業」という。）のうち認定された事業について加算する。

ア・イ [略]

ウ 加算の方法等

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 施設機能強化推進費は、毎月支弁する事務費等の加算分として支弁するものとし、加算単価を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額に0.61パーセントを乗じて得た額を加算した額（10円未満四捨五入）とする。

(エ)～(キ) [略]

(8)～(11) [略]

(生活費)

第5 生活費は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 一般生活費は、措置指針に基づき、次表の額とする。

区分	生活費 基準額 <u>(円)</u>	冬期加算 <u>(円)</u> (11月から3月まで)

養護老人ホーム 入所者	基本額	<u>52,600円</u>	<u>6,080円</u>
入院した場合	入院患者 日用品費	<u>24,250円</u>	[略]

(2)～(5) [略]

(各月の支弁基準額の認定方法等)

第9 [略]

養護老人ホーム 入所者	基本額	<u>54,424</u>	<u>6,080</u>
入院した場合	入院患者 日用品費	<u>24,250</u>	[略]

(2)～(5) [略]

(各月の支弁基準額の認定方法等)

第9 [略]

(措置費の特例)

第10 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般事務費（月額）の額は、第4第2項の規定にかかわらず、次表の額とする。

<u>入所定員数</u> <u>(人)</u>	<u>人件費（円）</u>		<u>管理費</u> <u>(円)</u>
	<u>人件費</u> <u>基本分</u>	<u>処遇改善分</u>	
<u>41～50</u>	<u>112,000</u>	<u>毎年4月1日現在の支援員</u>	<u>9,060</u>
<u>51～60</u>	<u>94,000</u>	<u>数（常勤換算）に15,000円</u>	<u>7,700</u>
<u>61～70</u>	<u>92,400</u>	<u>を乗じた額を定員数で除し</u>	<u>7,600</u>
		<u>た額（1円未満切捨て）</u>	

2 令和6年6月1日から令和6年7月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般事務費（月額）の額は、第4第2項の規定にかかわらず、次表の額とする。

<u>入所定員数</u> <u>(人)</u>	<u>人件費 (円)</u>		<u>管理費</u> <u>(円)</u>
	<u>人件費</u> <u>基本分</u>	<u>処遇改善分</u>	
<u>41～50</u>	<u>113,300</u>	<u>毎年4月1日現在の支援員</u>	<u>9,170</u>
<u>51～60</u>	<u>95,100</u>	<u>数(常勤換算)に15,000円</u>	<u>7,790</u>
<u>61～70</u>	<u>93,500</u>	<u>を乗じた額を定員数で除し</u>	<u>7,690</u>
		<u>た額(1円未満切捨て)</u>	

3 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの特別事務費の額は、第4第3項本文の規定にかかわらず、特別事務費月額とする。

4 令和6年4月1日から令和6年7月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般生活費の額は、第5第1号の規定にかかわらず、次表の額とする。

<u>区分</u>		<u>生活費</u> <u>基準額</u> <u>(円)</u>	<u>冬期加算 (円)</u> <u>(11月から3月まで)</u>
<u>養護老人ホーム入所者</u>	<u>基本額</u>	<u>52,600</u>	<u>6,080</u>
<u>入院した場合</u>	<u>入院患者日用品費</u>	<u>24,250</u>	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額</u>

(補則)	(補則)
<u>第10</u> [略]	<u>第11</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	